

石綿の製造等が完全に禁止されていない国等からの輸入品に石綿が混入していた例

1 今回、発覚した事案

○ セラミック付き金網（平成 22 年 12 月）

中国から輸入して、主に学校に販売していたセラミック付き金網（上にフラスコ、ビーカー等を載せてアルコールランプ、バーナー等で熱するためのもの）のセラミック部分に石綿が混入していた。事業者が外部からの指摘を受けて成分を分析して判明。

2 過去に発覚した事案（既公表分）

（1）二輪車用ブレーキシュー等（平成 21 年 12 月）

台湾から輸入して、国内販売店に販売していた二輪車用の部品（ブレーキパッド及びブレーキシュー）に石綿が混入していた。

（2）二輪車用ガスケット等（平成 22 年 2 月）

中国及び台湾から輸入して、国内販売店に販売していた二輪車（及び四輪バギー車）用の部品（ブレーキシュー、クラッチシュー及びガスケット）に石綿が混入していた。

（3）農業機械用パッキン（平成 22 年 5 月）

中国から輸入したパッキンを組み込んだ農業機械を製造、販売していたところ、当該パッキンに石綿が混入していた。